

2019年2月20日

『やさしさ、つなぐ』(通貨選択型特別終身保険)の 累計販売額が1兆円*1を突破

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、2016年8月に発売した『やさしさ、つなぐ』(通貨選択型特別終身保険)の累計販売額が、発売から約2年半となる2019年2月19日に1兆円*1を突破しましたので、お知らせします。

『やさしさ、つなぐ』は、好金利が期待できる外貨(米ドル・豪ドル)または円で運用し、簡単な方法でご家族に資産をつなぐことができる「生前贈与」と、生存給付金を自分で受取れる「自分年金」の2つから選択いただける終身保険として、2016年8月29日に発売しました。また、2018年10月8日には、より幅広くお客さまのニーズにお応えするために、生前贈与機能を強化する改定を行いました。

取扱金融機関は118代理店*2となり、多くのお客さまと代理店にご愛顧いただきながら、順調に販売を伸ばしてまいりました。

これからも、弊社が掲げる「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまのさまざまなニーズにお応えできる商品・サービスを、お客さまにわかりやすく提供してまいります。

*1 2019年2月19日現在、当社契約受付ベース(『やさしさ、つなぐ』と商品性が同一の『幸せの贈りもの』、『贈るよろこび』、『想いの架け橋』を含む)

*2 2019年2月19日時点での取扱金融機関数

当商品の主な特徴



特徴1

契約後、すぐに*3生存給付金を受取ることができます

- ご契約日の翌日(2回目以降は毎年の契約応当日の翌日)の生存給付金支払日から生存給付金を受取ることができます。
 - お客さまのニーズに応じて、生存給付金の支払回数を選ぶことができます。
- *3 生存給付金支払日以降に不備のない請求書類が三井住友海上プライマリー生命に到着した日の翌日を含めて5営業日以内に生存給付金をご指定の口座へお振込みいたします。

特徴2

生前贈与をスムーズに行うことができます

- 生存給付金の受取人を「家族」にすることで生前贈与をすることができます。
 - 外貨建ての契約では、生存給付金について円で生前贈与したい上限額を設定できるため、贈与税の基礎控除の範囲内に抑えることができます。
- ※「相続時精算課税」を選択されている場合、贈与税の基礎控除(年間110万円まで)はありません。

特徴3

一時払保険料を上回る保障があります

- 生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建てで一時払保険料を上回ります。

※生存給付金を毎年契約者ご自身にお受取りいただくことを「年金」と記載しています。

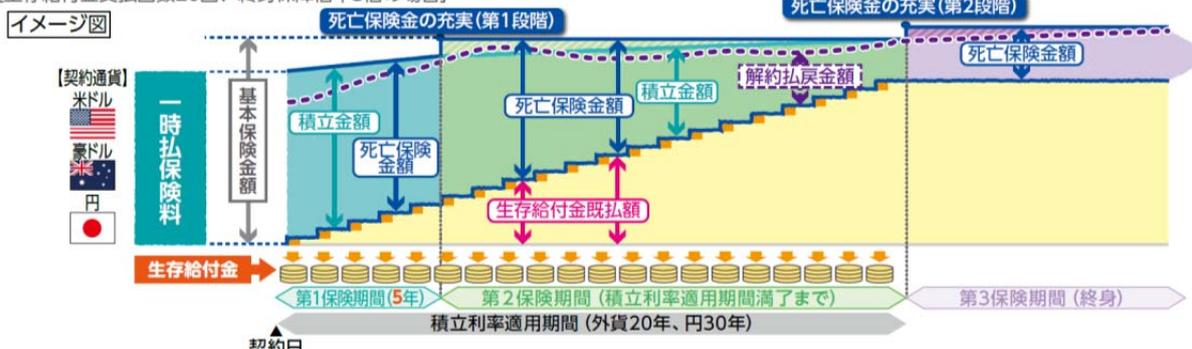
※本税務取扱いの内容は2019年2月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

取扱金融機関(2019年2月19日時点)			
愛知銀行	きらぼし銀行	但馬銀行	福岡銀行
あおぞら銀行	きらやか銀行	但馬信用金庫	福岡中央銀行
秋田銀行	近畿大阪銀行	千葉銀行	北越銀行
足利銀行	熊本銀行	千葉興業銀行	北都銀行
阿波銀行	群馬銀行	中京銀行	北洋銀行
イオン銀行	京葉銀行	中国銀行	北陸銀行
池田泉州銀行	埼玉縣信用金庫	筑波銀行	北海道銀行
いちよし証券	埼玉りそな銀行	東海東京証券	北國銀行
伊予銀行	佐賀銀行	東京スター銀行	三重銀行
岩手銀行	山陰合同銀行	東邦銀行	みずほ銀行
SMBC 信託銀行	滋賀銀行	東北銀行	みずほ証券
SMBC 日興証券	四国銀行	東和銀行	みちのく銀行
愛媛銀行	静岡銀行	徳島銀行	三井住友銀行
大分銀行	静岡中央銀行	栃木銀行	三井住友信託銀行
大垣共立銀行	七十七銀行	鳥取銀行	三菱UFJ銀行
岡崎信用金庫	島根銀行	トマト銀行	三菱UFJ信託銀行
岡三証券	十八銀行	富山銀行	三菱UFJモルガン・スタンレー証券
沖縄海邦銀行	十六銀行	富山第一銀行	みなと銀行
沖縄銀行	商工組合中央金庫	名古屋銀行	宮崎銀行
香川銀行	荘内銀行	南都銀行	宮崎太陽銀行
鹿児島銀行	常陽銀行	西日本シティ銀行	武蔵野銀行
亀有信用金庫	新生銀行	八十二銀行	もみじ銀行
関西アーバン銀行	親和銀行	浜松磐田信用金庫	山形銀行
北九州銀行	静清信用金庫	肥後銀行	山口銀行
北日本銀行	仙台銀行	百五銀行	山梨中央銀行
岐阜信用金庫	大光銀行	百十四銀行	横浜銀行
紀陽銀行	第三銀行	広島銀行	りそな銀行
京都銀行	第四銀行	広島信用金庫	琉球銀行
京都信用金庫	大正銀行	福井銀行	
京都中央信用金庫	大東銀行	福井信用金庫	
			計 118代理店

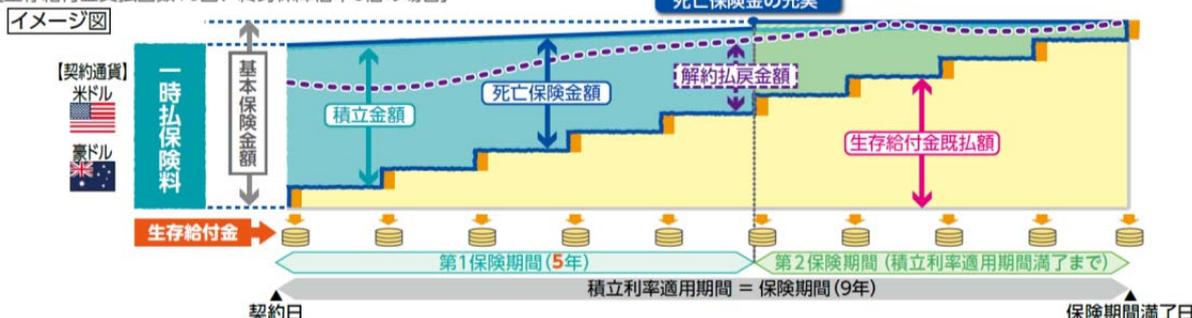
『やさしさ、つなぐ』の商品概要

■ 商品イメージ図

[生存給付金支払回数20回、終身保障倍率5倍の場合]



[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合]



※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	5万米ドル (1米ドル単位)	5万豪ドル (1豪ドル単位)	500万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して5億円となる保険料		基本保険金額が5億円 となる保険料
契約年齢		0歳～90歳		0歳～85歳
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から20年 ※終身保障倍率0倍を選択した際、生存給付金支払回数が 10回の場合は9年、20回の場合は19年となります。		契約日から30年
保険 期間	第1保険期間	契約日から5年		
	第2保険期間	契約日の5年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
主な特約*		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 円建支払額設定特約、終身保障不担保特約、遺族年金支払特約、指定代理請求特約		

* 販売代理店によって、取扱う特約が異なります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■ 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下 1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数×0.5 年（端数年は切捨てます。）および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

- 第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示していません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

※終身保障倍率 0 倍については、第3 保険期間がないため、当該費用はかかりません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合または生存給付金を円で受取る場合のレートは、仲値（TTM）に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、保険料を円で入金する場合の 円入金特約レート(TTS)	TTM+50 銭
外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で 入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
円支払特約等により、保険金等を円で受取る場合の 円支払特約レート(TTB)	TTM-50 銭

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに 年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

＜契約通貨が外貨で、終身保障倍率が1倍・3倍・5倍・10倍の場合＞

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	8%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%

＜契約通貨が外貨で、終身保障倍率が0倍の場合＞

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	8%	6.4%	4.9%	3.7%	2.6%	1.7%	1%	0.5%	0.1%	0%	0%

＜契約通貨が円の場合＞

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%